

# 後志広域連合だより

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っています。

## 令和7年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました

本年2月27日、令和7年第1回後志広域連合議会定例会が、倶知安町のホテル第一会館で開催されました。

冒頭で、片山広域連合長が令和7年度行政執行方針を述べたあと、条例の制定等3件、令和6年度各会計補正予算3件及び令和7年度各会計予算3件が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

### ◇ 審議された議案と結果

議 案		
議案第1号	後志広域連合職員の降給に関する条例の制定について	原案可決
議案第2号	後志広域連合職員の定年等に関する条例の制定について	原案可決
議案第3号	後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第5号	後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	令和6年度後志広域連合一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第7号	令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第8号	令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第9号	令和7年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第10号	令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第11号	令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決
発議第1号	後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

○ 後志広域連合へのアクセス  
〒044-8588  
虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
後志合同庁舎車庫棟2階  
(後志総合振興局裏)

○ 後志広域連合Webサイト  
URL: <https://www.shiribeshi-kouiki.jp>  
二次元コードからアクセス  
できます。



発行：後志広域連合

発行月：令和7年4月

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

### ◇ 税金は納期限内に納めましょう！！

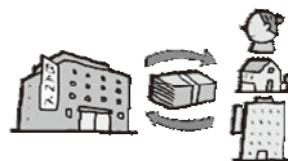
これから、令和7年度分の納税通知書がお手元に届きます。

納税通知書が届きましたら、税額、納期限等を確認し、記載された期限までに納付してください。

指定された期限までに納税されない場合は、財産が差押えとなる可能性があります。

現在の生活状況から通常の納付が難しいという方は、そのままにしておかず、必ずお住まいの町村役場税務担当課へ納税について相談してください。

連絡がなく、長期間にわたり税金を滞納しますと、事案が当広域連合へ引き継がれることとなります。



### ◇ 「口座振替」納税について

税金は、納税通知書に記載された納期限までに納税する必要がありますが、金融機関に行く時間がなかったり、うっかり期日を忘れてしまったなどで納期限までに納めることができないこともあります。

そのようなことを防ぐために、「口座振替」をすることで、納期限に登録された口座から自動的に振込納税することができます。

また、一度登録すると翌年度以降も継続されるので、納付忘れを防ぐことができます。

税金の納税には、簡単便利な「口座振替」納税をご検討ください。

お申込みは、お住まいの町村役場税務担当課、またはご利用の金融機関までお問い合わせください。

### ◇ 広域連合の滞納処分の実施状況

令和6年度に広域連合に引き継がれた滞納案件は、157件です。

広域連合では、引受案件について詳細な財産調査を実施して、滞納処分を実施しています。

令和6年度の滞納処分実施状況は、次のとおりです。（令和7年1月末現在）

・ 不動産差押	1件	
・ 動産差押	1件	（現金等）
・ 預貯金差押	16件	
・ 給与差押	17件	
・ その他財産差押	7件	（報酬等）
・ 搜索	14件	



自主納付での早期完納を見込めないなど、案件の状況に応じて搜索を実施しています。

## 医療保険に関するお知らせ

### ◇ マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

令和6年12月2日から、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み（マイナ保険証）に移行しました。

令和6年12月1日までに交付された健康保険証は、記載事項に変更などがない場合、保険証に記載されている有効期限（本年7月31日が最長）まで、引き続き利用することができます。

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードを健康保険証として登録していない方には「資格確認書」が交付され（申請不要）、これを医療機関等に提示することで、通常の保険診療を受けることができます。

マイナ保険証での受診が困難な方（高齢者、障がいのある方）や、マイナンバーカードを紛失・更新中の方は、申請（お住まいの町村役場国民健康保険担当窓口）により「資格確認書」が交付されます。



#### 【 マイナ保険証のメリット 】

- ・ 受診や調剤時にマイナ保険証で受け付けし、情報提供に同意することで、過去に処方された薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師がスムーズに共有することができます。
  - ・ マイナ保険証を利用すると、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。
- ※ メリットの詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

### ◇ リフィル処方せんをご存じですか？

リフィル処方せんは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に繰り返し使用できる処方せんのことです。

#### 【 リフィル処方せんのメリット 】

- ・ 使用できる期間と回数（医師の判断により、最大3回）までは、医師の診察を受けなくても薬局で薬を受け取ることができるため、通院負担を軽減することができます。結果として、医療費の軽減につながります。

#### 【 リフィル処方せんの留意点 】

- ・ 対象は、症状が安定し、通院を控えても大丈夫と医師が判断した場合です。
  - ・ 投薬量に限度がある医薬品と湿布薬は、対象外です。
  - ・ 安心安全な服薬治療には、薬剤師から継続的な管理指導を受けることが重要です。同じ薬局で調剤してもらうことが推奨されます。
  - ・ 薬剤師が服薬状態を確認し、リフィル処方せんによる調剤が不適切と判断した場合は、調剤を行わずに受診を勧め、処方医に情報提供します。
  - ・ リフィル処方せんの期間中でも、医療機関を受診することは可能です。
- ※ 詳しくは、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

## ◇ 令和7年度から介護保険料の算定基準が一部変わります

介護保険料の所得段階のうち第1、第2、第4及び第5段階の保険料は、老齢基礎年金（満額）の支給相当を基準として設定されています（国が設定）。

この老齢基礎年金額が、令和6年に80万円から80.9万円となったことに伴い、令和7年4月から基準額が80.9万円に引き上げられました。

変更後の所得段階別の保険料の表（関係分）は、次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料 (年額)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護を受けている方</li> <li>● 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>● 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が<u>80.9万円</u>以下の方</li> </ul>	(基準額) ×0.285	20,400円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	<u>80.9万円</u> 超 120万円以下の方	(基準額) ×0.485	34,700円
第3段階		120万円超の方	(基準額) ×0.685	49,100円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	<u>80.9万円</u> 以下の方	(基準額) ×0.900	64,500円
第5段階		<u>80.9万円</u> 超の方	(基準額) ×1.000	71,700円

※ 第6段階から第13段階までは省略

## ◇ 令和7年度から介護給付費のお知らせ（はがき）を廃止します

これまで、毎年3回（6月・10月・2月）「介護給付費のお知らせ」を送付しておりましたが、国の介護給付適正化主要事業の見直しを踏まえ、費用対効果が見えにくいという観点から、令和7年度より、お知らせの送付を廃止させていただきます。

今後は、各介護サービス事業所が発行する請求書などで、サービス内容をご確認くださいようお願いいたします。

## ◇ 介護福祉人材確保事業フォーラムを開催しました

本年1月15日、広域連合構成16町村の介護保険担当課長・係長会議の中で、(株)21世紀総合研究所の協力の下、「介護福祉人材確保に係るフォーラム」を京極町で開催しました。

実習受入れ担当として、京極町社会福祉協議会事務局長の駒田拓郎氏、喜茂別町元気応援課主任の畠山俊憲氏の2名と実習に参加した北星学園大生の4名をお招きし、実習についての体験発表やディスカッションを行い、人材確保の理解促進を行いました。

当日は、構成16町村の介護保険担当職員のほか、管内の介護事業所などを含め、30名ほどが出席しました。

